公益信託高須記念養護学校援助基金第三十三期決算公告

一、事業概要
　京都市内の公立養護学校に対する援助事業。
二、財産目録　平成二十三年三月三十一日現在
公立養護学校への資金援助　七件　二〇七万円
資産合計　一〇二、二一九、〇八五円
負債合計　〇円
正味信託財産　一〇二、二一九、〇八五円
平成二十三年八月二十九日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託高須記念養護学校援助基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託アイバンク愛の光基金第二十九期決算公告

一、事業概要
　京都、滋賀及び奈良の各府県内のアイバンク等に対する助成。
二、財産目録　平成二十三年三月三十一日現在
アイバンク等への助成　四件　一、一〇〇万円
資産合計　一四八、六八三、七九七円
負債合計　〇円
正味信託財産　一四八、六八三、七九七円
平成二十三年八月二十九日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託アイバンク愛の光基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託温知会産婦人科医学研究者育成基金第二十七期決算公告

一、事業概要
　大学等において、産婦人科医学の基礎的研究を行っている研究者（研究グループ）に対する助成。
助成金総額　三件　一五〇万円
二、財産目録　平成二十三年三月三十一日現在
資産合計　一六、八〇六、八一一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一六、八〇六、八一一円
平成二十三年八月二十九日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託温知会産婦人科医学研究者育成基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託前原正夫記念奨学基金第二十三期決算公告

一、事業概要
　京都府立園部高等学校に在学する生徒であって修学困難な者に対する奨学育英事業。
奨学金　一二件　九六万円
二、財産目録　平成二十三年三月三十一日現在
資産合計　一四、九九一、三〇七円
負債合計　〇円
正味信託財産　一四、九九一、三〇七円
平成二十三年八月二十九日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託前原正夫記念奨学基金
受託者　住友信託銀行株式会社

公益信託越谷都市整備トラスト第十七期決算公告

一、事業概要
　越谷市内における市民の参加による都市環境の整備及び充実や新しいコミュニティの形成に係る事業や活動に対する助成。
一般事業（当初口）　一五件　一一四万円
民間都市開発推進機構支援事業
　一件　一、〇七四万円
二、財産目録　平成二十三年三月三十一日現在
全口分資産合計　三六八、一二二、三七四円
全口分負債合計　〇円
全口分正味信託財産　三六八、一二二、三七四円
（右のうち、民間都市開発推進機構口分）
資産合計　〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　〇円
平成二十三年八月二十九日
大阪市中央区北浜四丁目五番三三号
公益信託越谷都市整備トラスト
受託者　住友信託銀行株式会社

配当公告

　愛知県稲沢市片原一色町下平一五番地一
破産者　アドフレーム株式会社
　右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一二四一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金六八〇、三二五、九六二円
一、配当をすることのできる金額
　金三六、三〇一、三四〇円
（内優先的破産債権額
　金一四、〇一六、五三三円）
　平成二十三年八月二十九日
　名古屋市中区錦一丁目二〇番八号カーニープレイス名古屋伏見ビル七階西脇法律事務所
破産管財人　西脇　明典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍仙台市若林区白萩町一六番地、最後の住所宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原一番地七四四
　被相続人　亡　石川　良子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年八月二十九日
　仙台市青葉区中央二丁目二番一号
　飯川洋一司法書士事務所
相続財産管理人　飯川　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍山形市吉原二丁目一〇番、最後の住所山形市吉原二丁目一〇番二八号
　被相続人　亡　高橋　敏邦
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年八月二十九日
　山形市旅篭町二丁目一番三六号　武田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿部　定治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県和光市新倉二丁目三一四八番地、最後の住所埼玉県和光市新倉二丁目九番六五号五〇三
　被相続人　亡　櫻井　弘康
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年八月二十九日
　埼玉県川口市幸町三―七―二二　ＭＬ二一―三〇二　飯島努法律事務所
相続財産管理人　弁護士　飯島　努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍千葉県浦安市猫実三丁目九八一番地、最後の住所千葉県浦安市北栄一丁目一五番一三号
　被相続人　亡　菊地　一郎
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年八月二十九日
　千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階千葉市民協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤木　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍千葉県市川市宮久保三丁目一二五六番地、最後の住所千葉県市川市宮久保三丁目一七番四号
　被相続人　亡　犬飼由美恵
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年八月二十九日
　千葉県千葉市中央区中央三丁目四番八号
　コーノスビル三階鈴木牧子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京府荏原郡品川町大字南品川宿三五五番地、最後の住所新潟県中頸城郡犀潟村大字四ツ屋濱以下不詳　被相続人　亡　小山　ラク
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十三年八月二十九日
　新潟県上越市大潟区潟町三五一番地一
相続財産管理人　小嶋　宏